

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
03701	個人	デジタルダーツ特区	【デジタルダーツ競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)を実施する事業】 デジタルダーツ競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)を実施し、多くの世代や仲間、他地域の仲間と交流することで、引きこもりがちな高齢者の外出する意欲を引き出し、社会からの孤立を防止すると共に、町内外の参加者が集う事で、和wat町の地域活性化や経済的効果を図る事業。	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業を風俗営業として規制の対象としている。 風営法の8号のゲームセンター扱いとなり、表彰状やトロフィーの授与、副賞の授与が困難	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号	協会(非営利法人)において育成した公式審判員を競技会実施に際し配置を義務付けさせ、競技記録の管理を徹底させると共に、飲酒者の参加禁止、及び、会場での選手への酒類提供の禁止を原則とし、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「競技会(表彰状等授与、スポンサーからの金品提供を含む)」に限り、デジタルダーツ設備を使用した競技会が実施できるものとする。また、成績優秀者等にはその報奨が行えるものとする。	警察庁	デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。	申請書上、記載内容が限定されているため、当方よりの意見記載ができないことを良いことに、一言一句同一回答と言う手法を貴庁は取られる。無意味なやりとりをいい加減止めて欲しいと考えている。さて、前回の意見書にも記載しているが、同一設備における自動集計機能稼働状態使用と非稼働状態の使用について貴庁の考えを賭博等に対する「おそれ」とは何か、詳細に明示されたし。前回の質問には無礼にも無回答であったことを申し添える。	警察庁	風営適正化法においては、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を規制の対象としているところ、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示される設備については、当該表示機能の使用の有無にかかわらず、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するものであり、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。 なお、風営適正化法において、「営業」とは、財産上の利益を得る目的をもって、同種の行為を反復継続して行うことを指すことから、デジタルダーツを備える施設において客に遊技をさせる行為について、営業としての継続性又は営利性がないと認められる場合には、当該行為は同法第2条第1項第5号の営業に該当しないこととなる。
03702	個人	デジタルダーツ特区	【デジタルダーツ競技場(練習場)としての機能を持たせた地域のコミュニティカフェを設置する事業】 デジタルダーツ競技場(練習場)としての機能を持たせた地域のコミュニティカフェを設置し、高齢化率36%を超える和wat町の高齢者の介護予防を図ると共に、高齢者が他の世代と交流し、社会からの孤立防止を図る事業。	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業を風俗営業として規制の対象としている。 10%未満ルール適用の場合、施設維持のための経済的負担が増加 風営法適用の場合、時間的制約が発生	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号	協会(非営利法人)において育成した公式指導員を営業者に配置させることと共に、飲酒者の参加禁止、及び、会場での酒類提供の禁止を原則とし、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「競技場および練習場」に限り、面積要件に関わりなく、デジタルダーツ設備を使用した競技場(練習場)を設置できるものとする。	警察庁	デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。	ダーツは再三賭博の等の恐れがあると言うが、ボーリングの歴史的経緯によれば、協会団体等の統一、管理指導等を適切に行う団体を運営できているかに係わると考えている。貴庁はその協会団体運営により健全化を図ることに対し、反対している様に感じる。なぜ、そこまで反対の立場でいるのか、健全化を阻むのか、明確にされたし。	警察庁	風俗営業については、適正に営まれば国民に健全な娯楽を提供するものとなり得る一方、営業の行われ方いかんによっては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあることから、所要の規制を設けている。 ボーリングについては、歴史的な経緯や営業実態等を総合的に鑑み、現段階においては、風俗上の問題が特段生じているものとは認められず、新たに法的規制を加える必要はないものと解している。 一方、デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当し、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできず、ボーリングと同等の環境を整えた場合に規制の対象となるか否かについて一概に回答することは困難である。
03703	個人	デジタルダーツ特区	【デジタルダーツ講習会(シニアダーツ教室および指導者講習会)を実施する事業】 指導者として必要な高齢者の特性や安全管理などの知識や技術を身につけること、身につけた指導者が、設置したデジタルダーツ練習場としての機能を持つ地域のコミュニティカフェにて、高齢者に対し、シニアダーツ教室を通じ、生涯学習の1つとしてデジタルダーツの楽しさやマナー、技術を身につけ、引きこもりがちな高齢者が他の世代と楽しく交流し、社会からの孤立防止を図る事業。	遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業は、その営業の形態によっては、当該遊技設備を本来の用途以外の用途に用いて客の射幸心をそそるおそれがあることから、風営適正化法はそのような営業を風俗営業として規制の対象としている。 接待に該当	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)第5条第4号	協会(非営利法人)において育成した公式指導員を営業者に配置させ、講習記録の管理を徹底させると共に、飲酒者の参加禁止、及び、講習中の酒類提供禁止を原則とし、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である「講習」に限り、接待に該当しないものとして、デジタルダーツ設備を使用した講習(有償無償を問わず)ができるものとする。	警察庁	デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の射幸心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。 なお、提案者がどのような行為について「接待」に該当しないものとするよう提案しているかが定かではないが、風営適正化法においては、飲酒的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為であれば「接待」に当たることとなる。	酒類提供等なく、公式指導員の配置を行う場合は飲酒的雰囲気と言え、現行制度上行って良いのか、明確にされたし。	警察庁	風営適正化法において、どのような行為が「接待」に当たるかは、酒類の提供の有無にかかわらず、「公式指導員」が行う具体的な行為に応じて判断することとなる。飲酒的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなすものでない限り、「接待」には当たらないと理解している。